

第2次岐阜県廃棄物処理計画 施策の進捗状況調査票

参考資料3

第3次廃棄物処理計画 施策の方向性	第2次廃棄物処理計画 施策の方向性	具体的施策	主な取組み		今後の取組方針
			取組み内容	評価と課題	
<p>○プラスチックごみの発生抑制と削減に向けた取組み</p> <p>○食品廃棄物の発生抑制と削減に向けた取組み</p> <p>○紙類廃棄物の徹底した分別とリサイクルに関する取組み</p>	○ごみ減量化の推進	○「家庭ごみ減量」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県職員出前トークを活用し、家庭でできるごみ減量化をテーマにした研修会を実施 宴会などで多く発生する食べ残し等食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」を推進。協力いただく飲食店等を登録 平成26～29年度、県内のリサイクル工場及び大型スーパーのバックヤード見学、3R体験教室を実施し、協力事業者の案内を周知 	<p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭でできるごみ減量化研修会 H28年度:2件、H30年度:1件、R1年度:1件 「ぎふ食べきり運動」協力店、協力企業 294店舗(R2.10.10時点) <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物やプラスチックごみの削減の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録店舗数の拡大など、プラスチック廃棄物の発生抑制と減量化を推進 食べきり運動の参加対象の拡大やSNS上の情報発信など食品ロス及び食品廃棄物の発生抑制と減量化を推進 ※食品ロス及び海洋ごみについては、令和3年度以降に各地域計画を策定予定
		○グリーン購入(環境にやさしい買い物)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県内大型商業施設でPRイベントを開催。参加店舗での啓発、懸賞応募企画等を実施。 毎年度「岐阜県環境物品等調達方針」を策定し、全庁的な取組みを推進。 	<p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県環境物品等調達方針」に基づく県庁内のグリーン購入状況 平成28年:24種類270品目 金額ベース91.2%(前年比+3.9%) 件数ベース92.2%(前年比▲1.9%) 平成29年:24種類278品目 金額ベース89.4%(前年比▲1.8%) 件数ベース93.5%(前年比+1.2) <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 3県1市グリーン購入キャンペーンの参加店舗数が伸び悩んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 3県1市グリーン購入キャンペーンの参加店舗数について、県内に本店を置く大規模あるいは複数店舗を有する事業者のうち、協力事業者として未登録の事業者に対して、参加を呼び掛けている。
		○県内におけるごみ処理の状況及び3Rに関する施策状況等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月、市町村に対して3Rの取組み状況調査を実施し、県ホームページにて紹介。同ページでは団体の取組み状況も紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や団体の取組み状況に関する情報発信を充実させる必要 	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページ等における、市町村や各団体における3Rに関する施策状況の好事例の情報提供を通じて、ごみ減量化を促進
	○リサイクルの推進(一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法」の円滑な推進 ○「家電リサイクル法」の円滑な推進 ○「食品リサイクル法」の円滑な推進 ○「小型家電リサイクル法」の円滑な推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者会議において、各種リサイクル法に基づいた取組みの促進を依頼 県ホームページ等での情報発信と普及啓発(容器包装) 第9期岐阜県分別収集計画策定(令和元年8月) 	<p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル 小売業者の義務外品の回収体制の構築:95.2%(全国平均65.8%) 小型家電リサイクル 法律に基づいた回収の実施市町村率:92.9%(全国平均65.8%) <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村によっては、リサイクルを実施していない品目が残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を対象とした会議等で、他の市町村の事例を紹介する等して、リサイクル品目の増加を図る。 市町村担当職員を対象とした会議を定期的に開催し、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行う。 県ホームページでの普及とともに、県主催イベントなどで更なる普及啓発を行う。
○一般廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村に対する技術的支援 ○一般廃棄物処理施設への立入検査の実施 ○資源回収拠点における回収状況の把握 ○一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援 ○一般廃棄物の最終処分削減の取組みの支援 ○県・市町村の連携による適正処理の監視 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者会議を年1回以上開催している。 県内の各市町村における一般廃棄物の処理及び施設状況について詳細な調査を行う。 民間業者による古紙や段ボール等の回収量の調査を実施した。 循環型社会形成推進交付金にて支援を実施。 	<p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進交付金の活用 →下呂市(ごみ処理焼却施設(H30完成))が施設を整備し、運用を開始。 →北方町(ストックヤード(H29完成))、池田町(リサイクルセンター(H30完成))が施設を整備し、運用を開始。 民間業者による古紙や段ボール等の回収量を把握することにより、より実態に近いリサイクル率の算出に活用することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 古紙や段ボール以外の資源についても、民間業者による回収量の調査を検討。 引き続き、循環型社会形成推進交付金を活用した円滑な施設整備を支援。 必要な情報の提供や助言などを行うことにより、循環型社会形成推進交付金を活用したリサイクル施設整備を支援。 	

<p>○産業廃棄物の発生抑制及び削減に向けた業種ごとの実情に応じた取組み</p>	<p>○リサイクルの推進(産業廃棄物)</p>	<p>○「自動車リサイクル法」の円滑な推進</p> <p>○「建設リサイクル法」の円滑な推進</p> <p>○建設系産業廃棄物の再資源化等の促進</p> <p>○汚泥リサイクルの普及啓発</p> <p>○バイオマス資源及び食品循環資源の利用促進</p> <p>○岐阜県リサイクル認定製品の利用推進</p>	<p>(自動車)</p> <ul style="list-style-type: none"> 盗難された車両が違法に解体されていると言われているヤードに対して、県警本部と連携して立入調査を行うなど、違法行為の発見及び監視指導 <p>(建設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年5月及び10月のうち、各土木事務所及び各建築事務所に設定する一週間を全国一斉パトロール実施期間とし、通常の体制に加え、環境部局、労働基準監督署等と連携してパトロールを実施した。 <p>(汚泥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種イベントにおいて、汚泥肥料の無料配布やPRパンフの配布など、汚泥利用のための普及啓発を実施。 <p>・「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品紹介</p>	<p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視指導により確認されたヤードの数:70箇所減少。 汚泥リサイクル率 H28実績:57%、H29実績:61% H30実績:60%、R01実績:61% <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法に基づく許可又は登録のないヤードが43箇所あり、これらの施設において使用済自動車の解体等の違法行為が行われないよう継続して監視指導を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関と連携して、パトロール等の監視指導を実施。 汚泥リサイクル率を向上するため、建設資材(リサイクル製品)の利用促進を図る。 引き続き、各種イベント等での普及啓発に努める。
<p>○産業廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>○産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施</p> <p>○排出事業者、処理業者の意識高揚と関係法令等の理解促進</p> <p>○電子 manifests の利用促進</p> <p>○産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための継続的対応</p> <p>○産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進</p> <p>○優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進</p> <p>○農業用使用済プラスチック適正処理の推進</p> <p>○家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援</p> <p>○畜産環境保全推進指導協議会の開催</p> <p>○耕畜連携による資源循環型農業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種施設への立ち入り検査の実施や指導 廃棄物処理法等関係法令に関する講習 (特別管理)産業廃棄物を排出する場合には原則電子 manifests を使用することとしている 県ホームページで優良産業廃棄物処理業者認定制度を案内すると共に、各団体と通知等情報共有 農業用使用済プラスチックについて、関係団体を通じて農業者に対し排出抑制や流出防止、適正な処理方法などの情報提供を実施。また、平成28年度、30年度の排出量及び処理状況の調査を実施 家畜排せつ物処理施設の整備支援として、堆肥処理施設14棟、堆肥散布機15台、堆肥運搬車6台の整備導入に対する支援を実施。 畜産経営に起因する環境問題について、農林事務所担当者や情報交換や、畜産農家に対するの調査及び継続的指導を実施 飼料用稲の生産拡大と利用促進の取組み状況や試験研究機関における耕畜連携試験課題の取組み状況について情報交換を実施。 堆肥の種類、生産者情報、速効性窒素・緩効性窒素含量、各種肥料成分に関する岐阜県堆肥供給者リストを県のホームページに掲載。(令和2年6月24日更新) 	<p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な不適正処理事案の発生していない。 平成29年度以降、県内において食品廃棄物に関する不適正処理事案は発生していない。 県内に本社や処理施設を有する処分業者の一部が優良認定を受けている。 詳細な堆肥供給者リストの公開により、堆肥の肥効の評価・分析が可能となり、化成肥料の節約や分析結果の公開による耕種農家のニーズに即した堆肥供給が期待でき、耕畜連携が図られた。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子 manifests の使用義務が対象者のうち、現時点で電子 manifests を使用していない事業者が複数存在している。 畜産経営に起因した苦情の発生件数は横ばい傾向にある。経営の大規模化、混住化が進展する中、引き続き指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、監視指導要領に基づく計画的な立入検査を実施し、産業廃棄物処理業者の監視・指導 引き続き、産業廃棄物の適正処理のため排出事業者向けの講習会を実施 廃棄物処理法の研修会を開催し、食品監視員等のスキルアップを図っていく。 電子 manifests 使用義務の対象者で、電子 manifests を使用していない事業者に対して指導を行う。 	
<p>○県民、事業者、NPO、市町村、県による主体的取組みの促進と連携体制の構築</p>	<p>○環境美化運動の推進</p>	<p>○県内一体となった環境美化運動の推進</p> <p>○環境美化活動に関する情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、「プラごみゼロ・キャンペーン週間」として、ボランティア等による清掃活動を実施し、延べ27万人が参加した。 令和2年度は、県ホームページや岐阜県広報を活用して、ごみ減量化やプラごみ削減に関する啓発事業について情報発信 	<p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「プラごみゼロ・キャンペーン週間」における清掃活動参加人数:延べ27万人 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動の見える化等、環境美化活動の参加者や団体の参加意欲の向上対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県内一体となった環境美化運動を推進する。 環境美化活動の見える化などを通じて、県内で環境美化活動を行っている団体の参加意欲の向上などにつながり得る施策を推進する。

○災害廃棄物に関する施策	○災害廃棄物処理対策の推進	○市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援 ○隣接県等との支援体制の整備 ○災害時における支援体制の確立 ○災害廃棄物処理に関する情報の発信	・環境省が東日本大震災を契機に策定した「災害廃棄物対策指針」を受けて、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定。 ・令和元年度からは、県及び県内市町村の職員を対象とした災害廃棄物処理図上演習を実施。	【実績】 ・計画の立案段階から、処理主体となる市町村を交えた検討を行い、市町村の実情を反映した計画を策定することができた。 ・研修や図上演習を実施することにより、計画の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る県及び市町村の対応能力及び連携体制の向上を図ることができた。 ・平成30年7月豪雨災害や令和2年7月豪雨災害で被害の大きかった市町では、各市町の災害廃棄物処理計画に基づき、早期に仮置場を設置し、廃棄物の分別も良好に実施できたことから、県内の市町村や関係団体の支援を受け、災害廃棄物を迅速に処理できた。 【課題】 ・災害廃棄物の処理に関する最新の知見や制度を反映し、計画の実効性を高めるとともに、市町村における処理計画の見直しを図る必要がある。 ・近年の大規模災害では、被災市町村が単独で災害廃棄物を処理することが困難となり、県や他市町村等の支援により広域処理が行われる事例が増加している。こうした広域処理を円滑に行うためには、県及び各市町村の処理計画の実効性を高め、災害廃棄物処理体制を強化する必要がある。	・計画の継続的な見直しを行うとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の見直しに向けた支援を行う。 ・県、市町村担当者等を対象に、仮置場の設営・管理や広域処理体制の構築等に関する演習や、国の災害廃棄物対策指針及び県の災害廃棄物処理計画に関する研修のほか、県外の被災経験自治体職員による講演など、災害廃棄物処理に関する研修会を開催し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。
○不適正処理の防止に関する施策	○有害廃棄物の適正処理の推進	○高濃度・低濃度PCB廃棄物の処理促進 ○水銀廃棄物の適正な処理の推進 ○その他の有害廃棄物の適正処理の推進	・県内のPCB含有電気機器等の保有者を把握するため、掘り出し調査や広報を実施。特定した保管事業者に対しては適正処理を指導 ・平成28年からPCB処理推進連絡会（現構成団体数40団体）の開催し、構成団体を通じて会員へのPCBの早期処理について周知を図るとともに、県HP等の広報媒体を活用し、県民への啓発を行った。 ・市町村担当者会議にて、水銀廃棄物の適正処理について説明を実施するとともに、情報提供や助言を行った。 ・アスベスト廃棄物の処理について排出事業者や産業廃棄物処理業者に相談があった場合には情報提供や助言を行っている。	【実績】 ・掘り出し調査結果（回答数）： 自家用電気工作物 14,907件（99.5%） 安定器等 8,756件（92.9%） 【課題】 ・未回答事業者等への対応 →環境省の策定する掘り出し調査マニュアルに基づき、最終通知を发出。 ・県内において発生する水銀廃棄物の処理の停滞や不適正処理事案は発生していない。 ・県内において発生するアスベスト廃棄物の処理の停滞や不適正処理事案は発生していない。	・掘り出し調査により把握したPCB廃棄物の保有事業者等に対する指導のほか、広報の実施により期限内処理を推進する。 ・引き続き市町村担当者への周知徹底や処理に関する指導や情報提供を継続して実施 ・処理に関する指導や情報提供を継続して行う。
	(1)不法投棄等の不適正処理対策の推進	○通報体制の整備	<廃棄物インターネット110番の設置> ・県ホームページ内の情報提供フォームを使用し、夜間・休日等の閉庁時であっても、常時、通報を受理。 <各種団体との通報協力体制の整備> ・不法投棄事案を早期に把握するため、各種団体の協力による通報体制の整備を図っている。（郵便局員、森林組合員、岐阜県森林施業協議会、中日本高速道路(株)、中部電力保安協会岐阜支店、日本郵便(株)） <岐阜県ふるさと環境保全委員会> ・産廃不適正処理の未然防止を図り、地域の生活環境を保全するため、地域住民が委員会を組織し、自主的に処理施設等の状況を監視 ◇設置数：17団体234名（R2.4.1現在）	【実績と課題】 ・廃棄物インターネット110番は、利用環境の整備が進んだことから、近年、受理件数も伸びている。 しかし、速やかな認知に繋がる一方、中には通報者の連絡先や具体的な場所等の記載がないものもあり、調査・特定が困難なケースも認められる。 ・平成30年5月から、新たに日本郵便(株)との通報協力体制を整備した。また、各種団体の研修等に出席し、通報体制強化に向けた説明を行った。 ・ふるさと環境保全委員会のうち、活動実績のない団体が存在する。	・より具体的な情報が得られるよう、投稿フォームの見直しを進める。 ・各種団体との通報協力体制の維持・強化を図る。 ・活動実態を踏まえ、ふるさと環境保全委員会の各団体の継続等を整理する。

○不適正処理事案の公表	<p><公表事案件数(令和2年5月31日現在)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分を行った事案:9件 ・行政指導中の事案:10件 	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページでの公表により、違反行為の発生抑止、拡大抑止が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも公表を継続して実施する。
○関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物不適正処理対策連絡会議の開催 <p>事案の早期把握及び迅速かつ適確な対応を図るため、関係機関が連携し、不適正処理事案に係る情報共有、各種法令の多角的な検討、合同パトロール等を実施。</p> <p>[設置単位] 各県事務所(岐阜地域環境室を含む。)ごと</p> <p>[構成員] 県関係機関(県事務所環境課、農林・土木・建築事務所等)、市町村、警察、消防等</p>	<p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとたび大規模な不適正処理事案が発生すれば、原状回復には多大な時間と労力を要することとなることから、今後とも関係機関と連携の上、対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して会議を開催し、関係機関との連携強化を図る。
○監視活動の実施	<p><廃棄物監視指導専門職の配置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県警との連携により、監視活動等の強化を図るため、各県事務所・岐阜地域環境室に警察官OBである専門職を各1名配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正処理事案に対し、初期段階から県警との連携を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して専門職を配置し、県警との連携強化を図る。
○監視活動の実施	<p><スカイ&ランドパトロール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空(防災ヘリコプター)と陸(自動車)において連携したパトロールを実施。 <p><産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣県等と連携し、県境付近において路上検査を行い、廃棄物の積載状況、排出元・搬入先等の確認、廃棄物の適正処理について指導・啓発を実施。(愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、長野県、富山県、富山市、中部地方環境事務所、岐阜市) ・夜間・休日産業廃棄物不適正処理監視パトロール行政の監視が手薄となる夜間・休日(早朝を含む)において、民間の警備会社に業務委託してパトロールを実施。 <p><可搬式不法投棄監視カメラの設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄されやすい場所に可搬式監視カメラを設置し、投棄状況の把握、行為者の特定等、監視指導に活用し、事案の早期解決、拡大防止を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市釜戸町における廃棄物を含む土砂等流出事案を踏まえ、観測地点の見直しや年間実施回数増加(圏域単位5回→県事務所単位8回)を図った。 ・隣県等との合同検査を継続して実施するとともに、令和元年度には県単独で高速道路上(岐阜羽島IC)での検査を実施した。 ・年間450回(夜間225回・休日225回)の監視パトロールを委託し、不法投棄・不適正処理の疑いが認められた場合には、県事務所において確認・指導を実施した。 ・監視カメラの設置により、行為者の特定、新たな不法投棄の抑止の効果が認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して監視活動を実施し、早期発見・早期措置に努める。
○「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の的確な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員を県職員(市町村立入検査員)に併任し、廃棄物処理法及び埋立規制条例に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。(令和元年度:25市町村、67名の市町村職員を任命) 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立てた土砂等に産業廃棄物が混入されている事案も発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく立入検査を通じた産業廃棄物の不適正処理対策を実施する。
○食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受け、平成29年度から、食品衛生責任者に対する食品衛生及び不正流通防止対策に関する講習会等を実施するとともに、食品衛生監視員に廃棄物処理法第19条の立入権限を付与し、食品製造施設への立入検査に併せて、廃棄物の適正処理に関する啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度以降、県内において食品廃棄物に関する不適正処理事案は発生していない。 ・産業廃棄物は、排出事業者がその処理責任を負うものであり、食品廃棄物の排出事業者に対する講習会の開催や立入検査時における啓発により、食品廃棄物の適正処理の周知徹底が図られていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生担当部局(生活衛生課)と連携して取り組みを行う必要がある。 ・廃棄物処理法の研修会を開催し、食品監視員等のスキルアップを図っていく。